



令和6年度 秋田県観光連盟 教育旅行誘致体験学習助成金について

秋田県観光連盟では、秋田県を訪れる教育旅行に対し、体験学習料金の助成を行っています。

この機会に助成金制度を活用し、ぜひ秋田県へお越しください！



1 交付対象者

秋田県への教育旅行を行う
東北管内（秋田県を除く）及び新潟県内の学校

2 交付要件

- ① 小学校、中学校または高等学校等の教育旅行で、旅程の経路に秋田県の区域を含むこと。
- ② 観光連盟の会員施設に1泊以上し、県内の2か所以上かつ生徒1人当たりの合計金額1,000円以上の体験学習を行うこと。

◎ものづくり体験や有料施設見学、農業体験などの様々な体験学習が対象になります。

3 体験学習助成額

教育旅行に参加した生徒1人につき

1,000円を助成します！！

◎令和6年4月以降に催行される教育旅行から随時受付します。

※予算上限額に達し次第、受付終了となります。

【問い合わせ先】

一般社団法人 秋田県観光連盟 〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL 018-860-2267 FAX 018-860-3916

E-Mail : info@akita-kanko.com



手続きの流れ

申請者 (学校)

① 助成金の交付申請

< 必要書類 >

- ・助成金交付申請書 (様式第1号)
 - ・旅程表
 - ・その他会長が必要と認める書類
(必要に応じて昨年度の最終旅程表)
- ※5営業日前までの申請をお願いします。
※押印不要としておりますので、メール
または郵送で提出願います。

④ 教育旅行の実施

- ※ 交付決定後に内容変更・中止がある場合は必ずご連絡ください。
その際は、以下の書類を提出願います。
- ・交付条件変更承認書 (様式第3号)
 - ・教育旅行中止 (廃止) 届 (様式第4号)

⑤ 実績報告・請求書の提出

< 必要書類 >

- ・助成金実績報告書 (様式第6号)
- ・最終旅程表
- ・宿泊証明書 (様式第7号)
- ・体験学習証明書 (様式第8号)
- ・助成対象経費の支払いを確認できる領収書又は請求書の写し
- ・助成金交付請求書 (様式第9号)

- ※体験学習証明書 (様式第8号) は2か所分の提出が必要になります。
※領収書及び請求書の写しは旅行会社からの請求書でも構いません。

申請受付者 (秋田県観光連盟)

② 申請書の受付・審査

③ 助成金交付決定書 (様式第2号) の通知

⑥ 実績報告書の受付・審査

⑦ 助成金確定通知書 (様式第10号) の通知 及び 助成金の支払い

特記事項

※交付申請書の審査の際に、行程内容など本要綱の目的に相当でないと判断した場合には、不採用とある場合があります。

※ 交付要件④の「体験学習」は、ものづくり体験や有料施設見学、農業体験などが対象となります。

ただし、同一施設内での体験学習は1か所とみなしますのでご注意ください。

※天候等によりやむを得ず「体験学習」が催行できなかったことにより、2か所以上の体験又は、体験料の合計金額が1,000円に満たなかった場合は交付対象外となるため、代替案等の想定もお願いいたします。